

オンラインプラットフォームの責任と 網羅的監視義務及び表現の自由に 関連するEU判決

MRI 三菱総合研究所

2026年10月15日

モビリティ・通信政策本部

デジタルコンテンツ・データ戦略グループ

CONTENTS

サマリー	2
1. 調査目的及び調査事項・調査対象	
2. 事件及び判決の概要(※網羅的監視義務との関係)	
3. 事件A～Cにおける網羅的監視義務への該否のポイント	
4. 事件Dの概要(※表現の自由との関係)	
5. 補足(今後の検討課題及び留意点)	
I. 網羅的監視義務との関係が問題となった判例	12
1. 事件A:Peterson v YouTube(C-682/18)【著作権侵害】 事件B:Elsevier v Cyando(C-683/18)【著作権侵害】	
2. 事件C:Eva Glawischnig-Piesczek v Facebook Ireland Limited(C-18/18)【名誉棄損】	
3. 事件A～C及び参考事件1～2の概要(※網羅的監視義務との関係)	
II. 表現の自由との関係が問題となった判例	23
1. 事件D:Poland v Parliament and Council(C-401/19)【著作権】	
参考資料	30
1. 欧州基本権憲章	
2. 電子商取引指令(ECD):指令 2000/31/EC	
3. DSM著作権指令(DSMCD):指令 (EU) 2019/790	
4. 情報社会指令(InfoSocD)/欧州著作権指令(EUCD):指令 2001/29/EC	
5. IPエンフォースメント指令(IPRED):指令 2004/48/EC	
6. 「一般的監視」義務の禁止とコンテンツモデレーション	
7. 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)【再掲】	

サマリー

- 1. 調査目的及び調査事項・調査対象
- 2. 事件及び判決の概要(※網羅的監視義務との関係)
- 3. 事件A～Cにおける網羅的監視義務への該否のポイント
- 4. 事件Dの概要(※表現の自由との関係)
- 5. 補足(今後の検討課題及び留意点)

1. 調査目的及び調査事項・調査対象

- オンラインプラットフォームによる「事前の審査等による権利侵害情報の発信・拡散前の対応」、「網羅的監視義務」や「表現の自由の侵害」との関係について、判例調査を行った。

「事前の審査等による権利侵害情報の発信・拡散前の対応」をオンラインプラットフォームに求めた場合に考えられる以下の問題点について、判例調査を行った。

- ・ そのような対応を事業者を求めることは「網羅的監視義務」(一般的監視義務)に該当しないか？
- ・ そのような対応を事業者を求めることは表現の自由の不当な侵害に該当しないか？

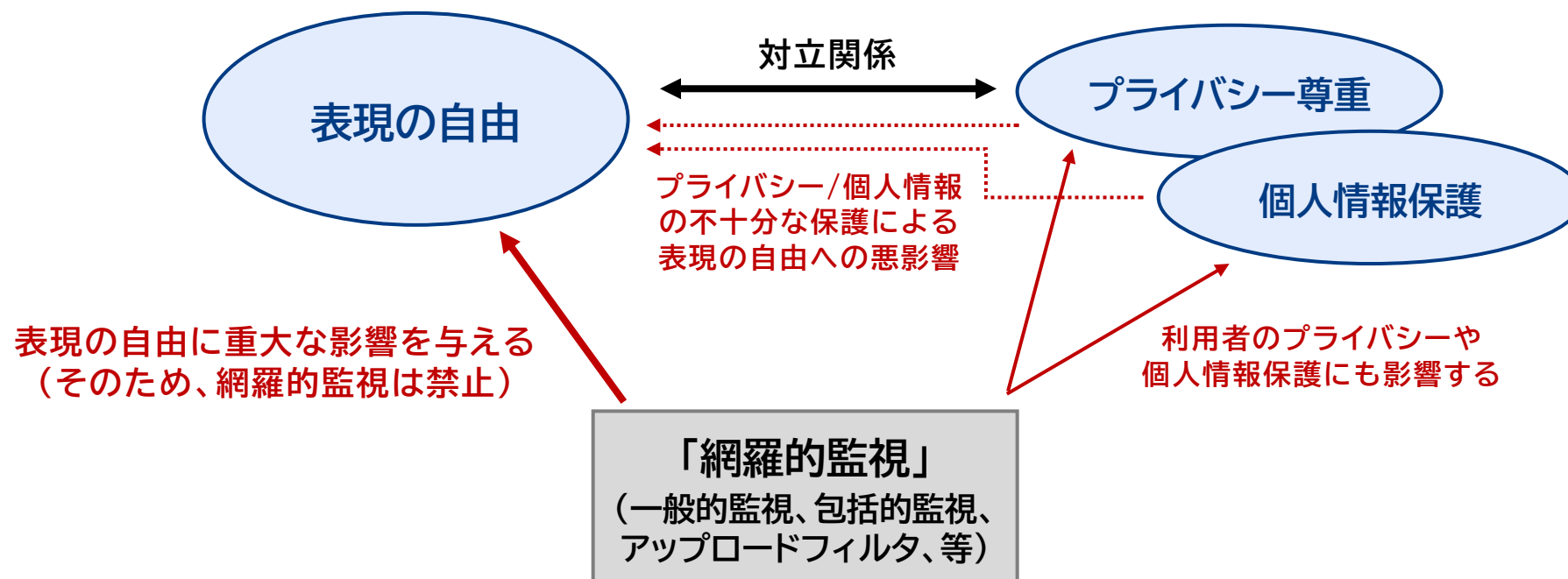
具体的には以下の判例(欧州司法裁判所(CJEU)の判例)について調査を行った。

(本節(「サマリー」)では調査結果のポイントを示すが、各判例のより詳細な内容については、I.及びII.節を参照。)

調査対象	調査した判例
1. 網羅的監視義務との関係が問題となった判例 裁判所がプラットフォーム事業者に命じた違法情報の差止命令が、電子商取引指令15条(及びDSA等後継規定)との関係で、「網羅的監視義務」に当たるか否かという観点から審査した判例	・ 事件A: Peterson v YouTube(C-682/18)【著作権侵害】 ・ 事件B: Elsevier v Cyando(C-683/18)【著作権侵害】 ・ 参考事件1: Scarlet Extended SA v SABAM (C-70/10)【著作権侵害】 ・ 参考事件2: SABAM v Netlog NV(C-360/10)【著作権侵害】 ・ 事件C: Eva Glawischnig-Piesczek v Facebook Ireland Limited (C-18/18)【名誉棄損】
2. 表現の自由との関係が問題となった判例 違法コンテンツの流通防止に関するプラットフォーム規制が、EU基本権憲章11条等との関係で、表現の自由に与える影響が問題となった判例	・ 事件D: Poland v Parliament and Council(C-401/19)【著作権】

【参考】表現の自由と「網羅的監視」の関係

- オンライン情報空間において、「網羅的監視」の禁止は、「表現の自由」を確保するための手段・方策と位置づけられる。
- 他方、「網羅的監視」は利用者へのプライバシーにも影響しうる他、プライバシー保護と表現の自由の関係については、よく知られているように両者の対立関係があることに加え、プライバシー保護/個人情報保護が不十分な場合には表現の自由にも悪影響を及ぼすとも指摘されている。^{*1 *2}



出典：UNESCO報告書(※いずれもUNESCOの見解ではなく、報告者の見解)に基づき三菱総合研究所作成

*1 MacKinnon, R., Hickok, E., Bar, A., Lim, H., "Fostering freedom online: the role of Internet intermediaries", (2014), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000231162> (特に、p.37-38, p.188)

*2 Mendel, T., Puddephatt, A., Wagner, B., Hawtin, D., Torres, N., "Global survey on internet privacy and freedom of expression", (2012), <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000218273> (特に、p.95-97)

2. 事件及び判決の概要(※網羅的監視義務との関係)

	事件A(事件Bもほぼ同等の内容)	参考事件2(参考事件1もほぼ同等の内容)	事件C
事件番号	C-682/18	C-360/10	C-18/18
原告	Peterson氏(音楽プロデューサ)	SABAM(ベルギー作家・作曲家・出版者協会) ※権利管理団体	Glawischnig-Piesczek氏(国会議員)
被告	YouTube(動画共有プラットフォーム)	Netlog(ソーシャルネットワーク)	Facebook Ireland(ソーシャルネットワーキング・サービス)
事件概要	原告が独占ライセンスを持つ楽曲を第三者がアップロードしYouTubeで視聴できる状態になっていた	被告が運営するプラットフォームにて、著作権が保護された著作物が第三者により提供されていた	第三者が原告の名誉を棄損し、侮辱・中傷に当たる投稿をFacebookにて行い、全ユーザが閲覧可能な状態だった
原告の請求	- 著作権侵害コンテンツの差止 - 著作権侵害に対する損害賠償	自社プラットフォーム上に保存された情報をフィルタリングするシステムの導入	当該投稿の削除
CJEUでの論点	本件における差止命令の可否(一般的監視義務に該当しないか): 差止命令発出について国内法が定めている要件は、電子商取引指令15条(1)(=網羅的監視義務の禁止)と整合するか(※CJEUにて事件併合)	将来の権利侵害を防止するために、自社サービスを利用する各ユーザの全データについて能動的な監視を行うことを義務付けることの可否	- 当該投稿と同一の投稿への差止命令の可否 - 当該投稿と同等の投稿への差止命令の可否 - 全世界での差止命令の可否
CJEUの判断	整合する(差止命令は電子商取引指令第15条(1)と整合) - ドイツ法は、権利者が、権利侵害に関する具体的な情報(例: 侵害状況、対象となるコンテンツ等権利侵害を特定できる情報)をプラットフォームに伝えることを要件としており、包括的かつ恒常的な監視を伴うフィルタリングシステムには該当しない	認められない(包括的な監視に当たる) - ユーザがサービス上に保存したファイルの能動的な監視を必要とし、そのように保存された情報のほぼすべておよび当該サービス提供者の全ユーザを対象とするものである - 将来の知的財産権侵害を未然に防ぐために、当該サービスの全利用者に関するデータのほぼすべてについて、能動的な監視を行うことを同提供者に強いることになる	いずれの差止命令も妨げられない(差止命令の発出は可能) 「同一」の情報が再投稿された場合、同一内容であるため対象が特定可能であることから、網羅的監視に該当しない 「同等」の情報も対象としないと差止命令は実質的に無意味であり、また技術的に可能であることから網羅的監視に該当しない(※ただし、プロバイダに独立した評価を求めている)

3. 事件A～Cにおける網羅的監視義務への該否のポイント

- 権利侵害コンテンツ対策の対象範囲について、「検知・防止の対象となる違法行為」と検知・防止のための「プラットフォームによる対応の対象となる情報」の範囲で分類すると、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3区分が考えられる。
- 「Ⅰ」と「Ⅱ」の境界: 対象(投稿等)が具体的に指定されている場合(「Ⅰ」)、該当条件(ある投稿の再投稿、拡散、類似内容の投稿、等)により対象が指定されている場合(「Ⅱ」)という区別がみられる。
- 「Ⅱ」と「Ⅲ」の境界: 判例では、「対象となるコンテンツを特定するのに十分な情報が、権利を侵害された者からプラットフォーム事業者に通報されている」場合(「Ⅱ」)は違法でないと判示されている。

Ⅰ

- ✓ (すでに投稿された)投稿の削除・アクセス遮断【事件C】
- ✓ アップロードされた権利侵害コンテンツの削除・アクセス遮断【事件A】

Ⅱ

- ✓ 権利者が、権利侵害に関する具体的な情報(権利侵害を特定できる情報)をプラットフォームに伝えた場合の該当コンテンツの削除・アクセス遮断【事件A】
- ✓ 違法情報である投稿が、今後再投稿された場合の削除・アクセス遮断【事件C】
- ✓ 類似の投稿(※具体的に指定されている場合)の削除・アクセス遮断【事件C】

Ⅲ

- ✓ ISPのネットワーク上の全加入者の全ての電子通信の能動的監視【参考事件1】
- ✓ サービスの全ユーザ/ほとんどのユーザが保存したファイルの能動的監視【参考事件2】

		プラットフォームによる対応の対象となる情報	
		プラットフォームが取り扱う情報のうち、特定のもの	プラットフォームが取り扱う情報の全部または大部分
検知・防止の対象となる違法行為	特定された種類の違法行為	個別の違法行為の検知・防止 ○: 認められる(否)	特定の違法行為の検知・防止 (例: 将来の違法行為、類似の違法行為) ○: 要件を満たせば認められる(否)
	不特定の一般的な違法行為		一般的な監視義務及び能動的な事実調査義務 ×: 認められない(該)

4. 事件Dの概要(※表現の自由との関係) [1/3]

- EUのDSM著作権指令(Directive (EU) 2019/790)の第17条(「アップロード・フィルタ^{*1}条項」)について、表現及び情報の自由を制限するものであるとして無効化を求める訴訟が提起されたが、欧州司法裁判所(CJEU)は適切な保護措置を伴っているとして訴えを棄却した。判決のポイントは以下のとおり。

1. 表現の自由及び情報の自由への該否

- オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ(OCSSP)を介したインターネット上での情報共有は、表現の自由及び情報の自由の範囲内に含まれる。

2. 基本権の制限の有無

- DSM著作権指令(DSMCD)第17条(4)は、憲章第11条で保障されている、当該コンテンツ共有サービスの利用者の表現の自由および情報の自由の権利の行使を制限するものである。
 - ・ ユーザがプラットフォームにアップロードしようとするコンテンツの事前審査をサービスプロバイダが実施することを事実上要求するもので、OCSSPは、第17条(5)に定められた範囲内で、自動認識およびフィルタリングツールを使用することが義務付けられている。
 - ・ このような事前審査や事前フィルタリングは、オンラインコンテンツを配信する重要な手段を制限する可能性があり、ひいては憲章第11条によって保障された表現の自由および情報の自由の権利に対する制限となる可能性がある。

3. 基本権の制限の正当性の判断基準

- 憲章で認められている権利及び自由の行使に対するいかなる制限も、①法律によって規定され、かつ、②それらの権利及び自由の本質を尊重しなければならない。③比例原則に従い、その制限は、必要であり、かつ、欧州連合が認める公益の目的、または他者の権利及び自由を保護する必要性に真に合致する場合に限り認められる。

4. 比例原則の遵守の評価における留意点

- EU法の行為によって憲章に明記された権利と自由に対して課される可能性のある制限が、追求される正当な目的を達成するため、または他者の権利と自由を保護する必要性を満たすために適切かつ必要な範囲を超えてはならない
- 基本的人権への干渉を伴う法律は、当該措置の範囲と適用を規定し、最低限の保護措置を課す明確かつ正確な規則を定めなければならない、干渉が厳密に必要な範囲に限定されることを確保しなければならない。

*1 アップロードフィルタ: DSM著作権指令では、著作権侵害コンテンツ(権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダに提供した特定の著作物および他の保護対象物)を、確実に利用できないようにするため、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って最善の努力をすることが求められている。具体的な方法については指定されていないが、事実上、著作権侵害であるとされたコンテンツのアップロードを防ぐようなフィルタが必要と考えられている。

4. 事件Dの概要(※表現の自由との関係) [2/3]

- (つづき)。

5. 権利制限の正当性の判断

①法律による規定

- オンラインコンテンツ共有サービスの利用者の表現の自由および情報の自由の権利の行使に対する制限は、法律(注:DSMCD)によって規定されている。

②権利及び自由の本質の尊重

- DSMCDの規定は、「プロバイダが採用する措置は、インターネット利用者の表現の自由及び情報の自由の権利を遵守しなければならず、特に、著作権の効果的な保護を可能にするために厳密に対象を絞ったものでなければならず、それによって当該プロバイダのサービスを合法的に利用している利用者に影響を与えてはならない」という裁判所の判例法を確かに反映しており、権利及び自由の本質を尊重している。

③比例原則の遵守

- 第17条(4)で規定された責任メカニズムは手段の適合性だけでなく必要性も満たしている。
- 判断に当たっては、以下6点を考慮した。(※詳細は次ページ参照)
 - ・ 義務の適用対象の制限
 - ・ 保護されるべき権利の明確化と利用者への通知
 - ・ アップロード・フィルタの実施要件
 - ・ 一般的監視義務の否定
 - ・ 救済措置の導入
 - ・ 補足的措置(関係者対話の開催等)

4. 事件Dの概要(※表現の自由との関係) [3/3]

- (つづき)。

5. 権利制限の正当性の判断

③比例原則の遵守(詳細)*1

- 下記の通り、多面的な措置が講じられていることを理由に、比例原則に合致しているとの判断が示されている。

義務の適用対象の制限	アップロード時に合法的なコンテンツをフィルタリングしてブロックする措置を除外している。
保護されるべき権利の明確化と利用者への通知	特定の目的*2のためにユーザが作成したコンテンツをアップロードし、利用可能にする権限を確保するよう加盟国に求めている。EU法に規定される著作権及び隣接権の例外または制限の下、著作物等を利用できることを、OCSSPが利用規約でユーザに通知するよう求めている。
アップロード・フィルタの実施要件	特定のコンテンツを利用できなくするOCSSPの責任は、当該権利者が当該コンテンツに関連する必要な情報を提供することが条件となっている。
一般的監視義務の否定	一般的監視義務を否定することで、追加的な保護措置を提供している。
救済措置の導入	様々な手続き上の保護措置を導入しており、ユーザの表現及び情報の自由を保護することが可能である。
補足的措置(関係者対話の開催等)	保護措置を補足するものとして、関係者対話の開催等を義務付けている。

*1 判決文に加え、酒井 麻千子「コンテンツモデレーションと著作権侵害責任 ユーザーの利益確保の視点から」(情報通信法学研究会 メディア法分科会), p.15も参考に整理。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000904509.pdf

*2 引用・批評・カリカチュア・パロディ・パステーション等

5. 補足(今後の検討課題及び留意点) [1/2]

- 本資料で取り上げた各判例においては、違法コンテンツの検知・防止対策について、網羅的監視義務の禁止及び表現の自由の観点から、法制度面で精緻な検討が行われている。
- 他方、判決当時と現在とで状況が大きく変わっていると考えられる点や、適法な検知・防止に関する技術及び運用のフィージビリティについての検討が必要と考えられる点もある。

適法な実装・運用

判決では差止命令の適法性について、実際のアルゴリズムや技術的実装、運用に委ねられていると解釈されるが、具体的な実装・運用や、監督や統制(例:ガバナンス、罰則、等)について考慮する必要はないか。

事件A、B、 (参考事件1、2)	【通知すべき具体的な事項】 ・ 差止命令の内容が網羅的監視義務に該当しないために、権利者がプラットフォームに通知すべき事項は何か。「能動的な監視」に該当しないためにはどのような事項を通知すればよいか。 ・ 事案やサービスにより異なるとも考えられるが、具体的な要件や裁判所の判断基準が必要ではないか。
事件C	【技術及び運用上のフィージビリティ】 ・ (違法であると判定された元投稿と)「<u>同等の情報</u>」の監視や検索は本当に可能/容易か。 → (判決文パラ46)「(略)同プロバイダに求められる情報の監視および検索は、差止命令に明示された要素を含む情報に限定されており、同等の性質を持つ名誉毀損的なコンテンツについても、ホストプロバイダが自動化された検索ツールや技術を利用できるため、独立した評価を行う必要がないからである。」
事件D	【技術及び運用上のフィージビリティ】 ・ 「<u>アップロード時に合法的なコンテンツをフィルタリングしてブロックする措置を除外している</u>」(パラ85)とあるが、<u>実際にそのようにできるのか</u>。オーバーブロッキングが頻発することはないのか。 → 判決文のパラ86で「裁判所は既に、違法なコンテンツと合法的なコンテンツを適切に区別できないフィルタリングシステムは、その結果として合法的な通信が遮断される可能性があり、憲章第11条で保障されている表現の自由及び情報の自由の権利と両立せず、また、その権利と知的財産権との間の公正な均衡を尊重しない、との判断を下していることを念頭に置く必要がある。」と述べているが、実際にオーバーブロッキングないしアンダーブロッキングが無視できない場合、必ずしも「適切な保護措置を伴っている」と言えないのではないか。

5. 補足(今後の検討課題及び留意点) [2/2]

- (つづき)。

状況の変化

生成AIにより非常に大量の投稿がなされている状況や、違法・有害情報への迅速な対応の必要性を考えた場合、「網羅的監視」の社会的・制度的な位置づけはどう考えるべきか。

※ 「網羅的監視」を認めるべきという趣旨ではなく、コンテンツモデレーションの有効性とリスク(表現の自由を含む基本的人権の侵害等)の関係について、改めてどう考えるべきかという趣旨

- ・ **注1:**米国での調査では、問題のあるソーシャルメディアの投稿(選挙結果の否定、ワクチン接種反対、ホロコースト否定、気候変動否定、等)への対応について、調査の回答者の大多数は、言論の自由の保護よりも、有害な誤情報の排除(投稿削除または投稿者のアカウント制限)を優先するという結果も出ており、違法コンテンツ対策へのニーズが一定程度あると考えられる。^{*1}
- ・ **注2:**コンテンツモデレーションの正確性(特にAIを用いた場合)、透明性、等についてどのように評価、担保するかという点も論点として挙げられており、とくにコンテンツモデレーションの透明性(ポリシー、結果、精度(誤検知・誤判定率)、違法情報対策としての有効性の評価、等)が重要であると指摘されている。^{*2 *3 *4}

*1 米国の回答者(N=2,564)を対象とした調査。Anastasia Kozyreva, et al., “Resolving content moderation dilemmas between free speech and harmful misinformation” (2023), <https://www.pnas.org/doi/10.1073/pnas.2210666120>

*2 例えば欧州評議会(CoE)がコンテンツモデレーションに関する実践的な指針を作成・公表している。Council of Europe, “Guidance Note on Content Moderation” (2021), <https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/-/guidance-note-on-content-moderation>

*3 AIによるコンテンツモデレーション・システムに関する検証や透明性について具体的な規律がないことを指摘する文献の例。María Barral Martínez, “Platform regulation, content moderation, and AI-based filtering tools”, (2023), <https://www.jipitec.eu/jipitec/article/view/375>

*4 AIによるコンテンツモデレーションにおける種々のリスクを体系化した文献の例。Giovana Peluso Lopes, Pratiksha Ashok, “Freedom of expression and AI-driven content moderation”(2026), <https://research.tilburguniversity.edu/en/publications/freedom-of-expression-and-ai-driven-content-moderation/>

I. 網羅的監視義務との関係が問題となった判例

- 事件A: Peterson v YouTube (C-682/18)【著作権侵害】
- 事件B: Elsevier v Cyando (C-683/18)【著作権侵害】
- 事件C: Eva Glawischnig-Piesczek v Facebook Ireland Limited (C-18/18)【名誉棄損】
- 事件A～Cのポイント(※網羅的監視義務との関係)

1. 事件A及びB (1)概要

Peterson v YouTube / Elsevier v Cyando(C-682/18、C-683/18)*1

- 本件は、オンラインプラットフォームに著作権侵害コンテンツがアップロードされた場合の、当該プラットフォームの責任が争われた2つの事件において、それぞれドイツ連邦最高裁から欧州司法裁判所(CJEU)に付託がなされ、CJEUにて併合されたものである。
- 本件の主要な争点は、オンラインプラットフォーム上の違法コンテンツについての、情報社会指令(EU著作権指令)による差止請求(第8条第3項)と、電子商取引指令によるホスティング事業者の免責(第14条第1項)との関係である。
- しかし、判決では、オンラインプラットフォームに求められる違法コンテンツ対策と電子商取引指令第15条第1項の「一般的監視義務」との関係にも言及しているため、本資料ではコンテンツモデレーションと一般的監視義務の関係の参考として取り上げる。

事件	C-682/18	C-683/18
原告	Peterson氏(音楽プロデューサー)	Elsevier(出版社)
被告	YouTube(動画共有プラットフォームを運営)	Cyando(ファイルホスティング及びファイル共有プラットフォーム「Uploaded」*2を運営)
訴えの要点	- 原告は、サラ・ブライトマンの楽曲(原告が独占ライセンスを保有する)がYouTubeで視聴できることを知り、著作権侵害だとして差止命令、情報開示、および損害賠償義務の確認を求めYouTubeとその株主であるGoogleを提訴した。 - 上記について、YouTubeに著作権侵害の責任があるかが争われた。	- Elsevierは、Cyandoが運営するファイル共有プラットフォームを通じて行われている複数の著作権侵害を発見し、同社を提訴した。問題となっている著作権侵害の主たる実行犯として、また、これらの侵害の共犯者として、さらに二次的に「妨害者」として、差止命令を求めるとともに、損害賠償も請求した。 - 上記について、Cyandoに著作権侵害の責任があるかが争われた。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=ecli%3AECLI%3AEU%3AC%3A2021%3A503>

*2 上記判決によれば、ファイルダウンロードは無料だが、ダウンロード量と速度に制限がある。有料サブスクリプションサービスではダウンロード量の上限が増え、速度には制限はない。(パラグラフ43)また、サービスの利用規約では、利用者はプラットフォーム上で著作権を侵害することを禁じられている。(同44)

1. 事件A及びB (2) CJEUの判断

- 前述のとおり、本件では、オンラインプラットフォーム上の著作権侵害コンテンツについて、情報社会指令に基づきプラットフォームに対し差止請求ができるのか、また電子商取引指令による免責が適用されるのかが中心的な論点として検討された。
- 他方、判決は、プラットフォームに対し求められる著作権侵害コンテンツ対策と、一般的監視義務(電子商取引指令(第15条第1項))との違いについても述べている*1。

- 134 次に、電子商取引に関する指令第15条第1項については、同条は、加盟国がサービス提供者に対し、自らが保存する情報を監視する一般的な義務を課したり、違法行為を示す事実や状況を積極的に探求する義務を課したりすることを禁じている。
- 135 欧州司法裁判所は、将来の知的財産権侵害を防止するために、サービス提供者に対し、その費用のみを負担して、包括的かつ恒常的な監視を伴うフィルタリングシステムを導入するよう命じる措置は、電子商取引指令第15条第1項に合致しないとの判断を繰り返し下してきた(この点については、2011年11月24日のScarlet Extended事件(C 70/10、EU:C:2011:771、36～40項)および2012年2月16日のSABAM事件(C 360/10、EU:C:2012:85、34～38項)の判決を参照)。
- 136 しかし、ドイツ法が申立に基づく命令の発令に課しているような条件は、まさに、オンラインコンテンツ共有プラットフォームの運営者といったサービス提供者が、司法手続の開始前に、当該プラットフォームの利用者による知的財産権の侵害について通知を受けておらず、したがって、そのような侵害を是正し、新たな侵害を防止するために必要な措置を講じる機会がなかったにもかかわらず、そのような仮処分命令やそれに伴う訴訟費用の負担を強いられることを防ぐことにこそある。このような条件がなければ、当該運営者は、この種の侵害を防止し、それによって生じる命令や費用の負担を避けるために、当該プラットフォームのユーザによってアップロードされたすべてのコンテンツを積極的に監視せざるを得なくなる。
- 137 こうした状況下では、本案の事案において国内法が定めているような要件は、電子商取引に関する指令第15条第1項と整合的であるとみなされるべきである。
- 129 この点について、付託裁判所は、ドイツ法が定める要件、すなわち、サービス提供者のストレージスペースにおける自身の著作物の公衆への伝達によって、自身の著作権または隣接権が侵害されたと考える権利者は、まず当該サービス提供者にその旨を通知し、当該提供者が速やかに当該侵害を停止し、その再発を防止する機会を与えるとともに、特に訴訟費用を負担することなく、その措置を講じられるようにするものであるが、これはまさに、電子商取引指令第14条、第15条第1項に規定される、当該サービス提供者に対し、保存している情報を監視したり、違法行為を示す事実や状況を積極的に探求したりする一般的な義務を課することを禁じる規定を、明確に考慮に入れるものである。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=ecli%3AECLI%3AEU%3AC%3A2021%3A503>

1. 事件A及びB (3) 関連判例 [1/2]

- 前掲のパラグラフ135にて参照している、C-70/10*¹(36～40項)は以下のとおり。

- 2 この申立は、Scarlet Extended SA(以下「Scarlet」)と、ベルギー作家・作曲家・出版者協会SCRL (以下「SABAM」)との間で生じた紛争の一環として提出されたものである。この紛争は、著作権を侵害するファイルの交換を防止するため、ファイル共有ソフトウェア(いわゆる「ピア・ツー・ピア」)を用いた電子通信のフィルタリングシステムを導入することを、前者が拒否したことを巡るものである。
- 35 したがって、これらの規則は、とりわけ、指令2000/31の第15条第1項を遵守しなければならない。同条項は、各国当局が、インターネットサービスプロバイダー(ISP)に対し、そのネットワーク上で伝送される情報を包括的に監視することを義務付ける措置を講じることを禁じている。
- 36 この点について、裁判所はすでに、このような禁止規定は、特に、将来の知的財産権の侵害を防止するために、ISPなどの仲介事業者、各顧客の全データについて能動的な監視を行うことを義務付ける国内措置にも及ぶとの判断を下している。さらに、このような包括的な監視義務は、同指令の対象となる措置が公正かつ均衡を保ったものでなければならず、過度に費用のかかるものであってはならないと規定する指令2004/48の第3条と矛盾する。
- 37 こうした状況下において、本案における差止命令が、ISPに対し、係争中のフィルタリングシステムの導入を義務付けるものである場合、同プロバイダが、将来の知的財産権の侵害を防止するために、その際、各顧客の全データについて能動的な監視を行うことを義務付けるものとなるかどうかを検討する必要がある。
- 38 この点に関して、このフィルタリングシステムの導入には、以下のことが必要となることは定説である。
 - まず、ISPが、すべての顧客の電子通信の中から、「ピア・ツー・ピア」トラフィックに該当するファイルを特定すること；
 - 第2に、当該トラフィックの中から、知的財産権の権利者が権利を主張する著作物を含むファイルを特定すること；
 - 第3に、これらのファイルのうち、どれが違法に交換されているかを判断すること、および
 - 第4に、同社が違法と認定したファイルの交換を遮断すること。
- 39 したがって、このような予防的監視には、当該ISPのネットワーク上で行われるすべての電子通信を能動的に監視することが必要となり、ひいては、伝送されるあらゆる情報および当該ネットワークを利用するすべての顧客を対象とするものとなる。
- 40 以上の点に鑑み、当該ISPに対し、係争中のフィルタリングシステムの導入を命じることは、将来の知的財産権の侵害を防止するために、すべての顧客に関するデータ全体を能動的に監視することを同プロバイダに義務付けることになる。したがって、当該差止命令は、指令2000/31の第15条第1項によって禁止されている「包括的な監視」を当該ISPに課すことになる。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=ecli%3AECLI%3AEU%3AC%3A2011%3A771>

1. 事件A及びB (3) 関連判例 [2/2]

● 前掲のパラグラフ135にて参照している、C-360/10^{*1}(34～38項)は以下のとおり。

- 2 この申立は、ベルギー作家・作曲家・出版社協会CVBA（以下「SABAM」）と、オンライン・ソーシャルネットワーク・プラットフォームの運営会社であるNetlog NV(以下「Netlog」)との間で生じた、著作権を侵害するファイルの提供を防止するため、Netlogが自社のプラットフォーム上に保存された情報をフィルタリングするシステムを導入する義務の有無をめぐる訴訟の一環として提出されたものである。
- 34 この点について、裁判所はすでに、このような禁止規定は、特に、ホスティングサービス提供者などの仲介事業者に、将来の知的財産権侵害を防止するために、各顧客の全データを能動的に監視することを義務付ける国内措置にも及ぶとの判断を示している。さらに、このような包括的な監視義務は、同指令が対象とする措置は公正かつ均衡を保ったものでなければならず、過度に費用のかかるものであってはならないと規定する指令2004/48の第3条と矛盾する(前掲Scarlet Extended判決、36項参照)。
- 35 こうした状況下において、本案における差し止め命令が、ホスティングサービス提供者に対し、係争中のフィルタリングシステムの導入を義務付けるものである以上、同提供者が、将来の知的財産権の侵害を防止するために、その際、自社のサービスを利用する各ユーザの全データについて能動的な監視を行うことを義務付けるものとなるかどうかを検討する必要がある。
- 36 この点に関して、このフィルタリングシステムの導入には、以下のことが必要となることは定説である。
 - ホスティングサービス提供者は、まず、自社のサービスを利用するすべてのユーザによってサーバー上に保存されたファイル全体の中から、知的財産権の権利者が権利を主張する著作物が含まれている可能性のあるファイルを特定すること。
 - 次に、これらのファイルのうち、違法に保存され、公衆に提供されているものを特定すること、および
 - 最後に、違法であると判断したファイルの提供を遮断すること。
- 37 したがって、このような予防的な監視は、ユーザがホスティングサービス提供者に保存したファイルの積極的な監視を必要とし、そのように保存された情報のほぼすべておよび当該サービス提供者の全ユーザを対象とするものとなる(類推として、前述のScarlet Extended判決(注:前ページ)の39項を参照)。
- 38 以上の事情に照らして、ホスティングサービス提供者に対し、係争中のフィルタリングシステムの導入を命じることは、将来の知的財産権侵害を未然に防ぐために、当該サービスの全利用者に関するデータのほぼすべてについて、能動的な監視を行うことを同提供者に強いることになる。したがって、当該命令は、ホスティングサービス提供者に対し、指令2000/31第15条第1項によって禁止されている包括的な監視を課すことになる(類推として、前述のScarlet Extended判決の40項を参照)。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=ecli%3AECLI%3AEU%3AC%3A2012%3A85>

2. 事件C (1)概要

Eva Glawischnig-Piesczek v Facebook Ireland Limited(C-18/18)*1

- あるFacebookのユーザが、オーストリア国民議会の議員の名誉を棄損し、侮辱・中傷する投稿を行った。当該議員はこの投稿を削除するようFacebook(アイルランド)に求めたが、削除されなかったためオーストリアにて訴訟を提起した。
- Facebookに、政治家(Eva Glawischnig-Piesczek議員)の名誉を棄損し、侮辱・中傷に当たる投稿が(第三者により)行われ、全Facebookユーザが閲覧可能な状態だった。
- 当該政治家はFacebook Irelandに対して当該投稿の削除を求めたが、Facebookは投稿を削除しなかったため、当該政治家はオーストリアにて(ウィーン商業裁判所)訴訟を提起した。なお、当該投稿が名誉棄損、侮辱・中傷に当たることは裁判所が認定した。
- 同裁判所は仮処分命令を発出し、直ちに、かつ差止請求訴訟に関する手続が最終的に終結するまでの間、「付随する文章に当該投稿のコメントと同一の表現、および／または同等の意味を持つ言葉を用いて当該主張が含まれていた場合、申立人が写った写真の公開・拡散を行わない」ことをFacebookに命じた。
- Facebookは、当初公開された投稿についてオーストリア国内からのアクセスを遮断した。
- 上訴審(ウィーン高等地方裁判所)は、第一審の命令を支持したが、「同等の内容の主張の拡散を停止すべき対象は、本案の申立人、第三者、またはその他の手段によってFacebook Irelandに通知されたものに限られる」とした。
- 原告、被告双方がオーストリア最高裁判所に上告し、同裁判所はEU法の解釈に関する問題について欧州司法裁判所(CJEU)に予備的判断を求めた。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62018CJ0018>

2. 事件C (2) CJEUの判断 [1/4]

- CJEUは、電子商取引指令第15条(1)は次のいずれも妨げないと判断した*1。ホストプロバイダに対し、①「以前に違法と宣言された情報の内容と同一であるものを削除するよう命じ、または当該情報へのアクセスを遮断するよう命じること」、②「以前に違法と宣言された情報の内容と同等である場合、当該情報の削除または当該情報へのアクセスの遮断を命じること」、③「差止命令の対象となる情報を全世界で削除するか、または当該情報へのアクセスを遮断するよう命じること」

CJEUが整理した論点*2	Facebookの対応	CJEUの判決
電子商取引指令第15条(1)は、加盟国裁判所が以下を講じることができるか(裁判所は以下の命令を発出できるか)	第一審の仮処分命令後の対応	電子商取引指令第15条(1)は
①ホストプロバイダに対し、 <u>以前に違法と宣言された情報の内容と同一である情報</u> を削除するよう、あるいは当該情報へのアクセスを遮断するよう命じること	○ (オーストリア国内において当初の投稿へのアクセスを遮断)	妨げない (命令を発出できる)
②ホストプロバイダに対し、その保存する情報の内容が、 <u>以前に違法と宣言された情報の内容と同等である場合(※1)</u> 、当該情報の削除または当該情報へのアクセスの遮断を命じること	× (非対応)	妨げない (命令を発出できる)
③当該差止命令(①、②の命令)の効力を <u>全世界</u> に及ぼせること(※2)	× (オーストリア国内においてのみアクセス遮断)	妨げない (命令を発出できる)

加盟国の裁判所は、①違法な情報についての削除・アクセス遮断だけでなく、②同等の内容の情報の削除・アクセス遮断も命じることができ、③その命令は全世界を対象とすることができる

※1 差止命令において、「同等であること」を判別するため情報として、適切に特定された具体的な要素が含まれていることが重要(ホストプロバイダが独立した評価を行うことを求めてはならない)

※2 加盟国は、採択した命令について、国際レベルで適用される規則と整合性を保つことを考慮することを確保する責任を負う

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62018CJ0018>

*2 オーストリア最高裁判所が付託した論点(判決のパラグラフ20)について、CJEUが再整理したもの(パラグラフ21)。

2. 事件C (2)CJEUの判断 [2/4]

- CJEUは、電子商取引指令(以下「指令」)の関連条文及び前文について検討し、前ページの判決を下した*1。

【前提】

- ・ ホストプロバイダは、指令第14条(1)の免責を受ける場合であっても、差止命令の相手方となり得る。(25)
- ・ 加盟国は、申し立てられた権利侵害を停止させ、かつ関連するさらなる侵害を防止するための措置を迅速に採択できなければならず(26)、広範な裁量権を有している。(29)その実施範囲については、原則として、制限は定められているとは推定できない。(30)

【①同一の投稿の削除・アクセス遮断命令】

- ・ 指令第15条(1)の一般的監視義務の禁止は、「特定の事案」における監視義務には及ばない。(34)
- ・ 「特定の事案」とは(略)当該ホストプロバイダがそのソーシャルネットワークの特定の利用者からの要請に基づき保存した特定の情報に認められるものであり、その内容は加盟国の管轄裁判所によって審査・評価され、同裁判所はその評価に基づき、当該情報を違法であると宣言したものである。(35)
- ・ ソーシャルネットワークは、ホストプロバイダが保存する情報を異なるユーザ間での迅速な流通を促進するものであるため、違法と認定された情報が、その後当該ネットワークの別のユーザによって複製され、共有されるという現実的なリスクが存在する。(36)
- ・ 関係する利益のさらなる侵害を防ぐことを確実にするため、その情報の保存を誰が依頼したかにかかわらず、以前に違法と宣言された内容と同一の内容を有する保存情報へのアクセスを遮断するか、または当該情報を削除するよう、当該ホスティング事業者に命じることができるのは正当である。(37)
- ・ 当該情報のコンテンツが同一であることを踏まえると、その目的のために発令された差止命令は、ホストプロバイダに対し、保存している情報を全般的に監視する義務、あるいは指令第15条(1)に規定されるような、違法行為を示す事実や状況を積極的に探求する一般的な義務を課すものとみなすことはできない。(37)

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62018CJ0018>

2. 事件C (2) CJEUの判断 [3/4]

- CJEUは、電子商取引指令(以下「指令」)の関連条文及び前文について検討し、前ページの判決を下した*1。

【②「同等」の投稿の削除・アクセス遮断命令】

- ・「以前に違法と宣言された情報の内容と同等の内容を持つ情報を削除するか、または当該情報へのアクセスを遮断するよう命じることを妨げるかどうか」が問われている。(38)付託裁判所が「同等の意味を持つ情報」と表現しているのは、その内容が本質的に変わっておらず、したがって違法性の認定の根拠となった内容とほとんど差異のないメッセージを伝える情報を指すことを意図している。(39)
- ・情報の内容の違法性は、それ自体、特定の用語が特定の方法で組み合わせられて使用されたことに起因するものではなく、本件のように特定の個人に対する名誉毀損的な発言に関わる場合、その内容が伝えるメッセージが違法であると判断されるという事実に起因する。(40)
- ・違法行為を停止させ、その再発を防止するとともに、関係する利益へのさらなる侵害を防ぐことを目的とする差止命令が、これらの目的を効果的に達成するためには、その差止命令は、その内容は本質的に同じメッセージを伝えているものの、使用された語句やその組合せにより、違法と宣言された情報とは表現がわずかに異なるものまで、その適用範囲を広げられるものでなければならない。そうでなければ(略)差止命令の効果は容易に回避され得る。(略)(41)
- ・指令第15条(1)から明らかなように、加盟国の裁判所は、第一に、ホストプロバイダに対し、その保存する情報を全般的に監視するよう命じる差止命令を発令してはならず、第二に、当該ホストプロバイダに対し、違法なコンテンツの背景にある事実や状況を能動的に調査するよう要求してはならない。(42)
- ・この点に関して、特に指摘すべきは、指令2000/31のリサイクル41から明らかなように、EU立法府は同指令を採択するにあたり、関係する様々な利益間の均衡を図ることを意図していた。(43)したがって、指令第15条(1)は、同指令第18条(1)に規定されるような差止命令の目的、すなわち、とりわけ個人の名誉および尊厳を効果的に保護することなどが、ホストプロバイダに過度な義務を課すことによって追求されてはならないことを示唆している。(44)
- ・以上を踏まえると、「同等の情報」には、事前に違法と認定された侵害行為の対象となった者の氏名、当該侵害行為が認定された状況、および違法と宣言されたコンテンツと同等のコンテンツなど、差止命令において適切に特定された具体的な要素が含まれていることが重要である。(略)いかなる場合においても、当該ホスティング事業者にそのコンテンツについて独立した評価を行うことを要求するようなものであってはならない。(45)
- ・一方では、(差止命令が)同等の内容を持つ情報にも及ぶ限りにおいて、名誉毀損的な発言の対象となった人物を保護するために十分に有効であると思われる。他方、当該保護は、ホストプロバイダに過度な義務を課すことによって提供されるものではない。同プロバイダに求められる情報の監視および検索は、差止命令に明示された要素を含む情報に限定されており、同等の性質を持つ名誉毀損的なコンテンツについても、ホストプロバイダが自動化された検索ツールや技術を利用できるため、独立した評価を行う必要がないからである。(46)

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62018CJ0018>

2. 事件C (2) CJEUの判断 [4/4]

- CJEUは、電子商取引指令(以下「指令」)の関連条文及び前文について検討し、前ページの判決を下した*1。

【③差止命令の全世界での適用】

- ・ 理由は説明されていないものの、指令第15条(1)が、上記のような差止命令が世界的に効力を生じることについて、これを妨げるかどうかという問題も問われている。(48)
- ・ 指令第18条(1)から明らかなように、加盟国が同指令に基づき採択する権限を有する措置の範囲について、領土的制限を含むいかなる制限も規定していないことに留意しなければならない。(49)したがって(略)指令は、当該差止措置が世界的に効力を生じることについて、これを妨げるものではない。(50)
- ・ しかし、同指令のリサイタル58及び60 から明らかなように、電子商取引のグローバルな側面を踏まえ、EUの立法府は、この分野におけるEUの規則が国際レベルで適用される規則と整合性を保つことを確保する必要があると考えた。
- ・ 加盟国は、自国が採択し、世界的に効力を生じさせる措置において、これらの規則を適切に考慮に入れるよう確保する責任を負う。(52)

【判決】

- ・ 電子商取引指令(指令 2000/31/EC)、とりわけ第15条第1項は、加盟国の裁判所が以下の措置を講じることを妨げるものではないと解釈されなければならない：
 - ホストプロバイダに対し、その保存する情報のうち、以前に違法と宣言された情報の内容と同一であるものを削除するよう命じ、または当該情報へのアクセスを遮断するよう命じること(当該情報の保存を依頼した者が誰であるかを問わず)；
 - ホストプロバイダに対し、その保存する情報の内容が、以前に違法と宣言された情報の内容と同等である場合、当該情報の削除または当該情報へのアクセスの遮断を命じること。ただし、かかる命令の対象となる情報の監視および検索は、違法性の認定の根拠となった内容と比較して本質的に変更されていないメッセージを伝達し、かつ命令に明示された要素を含む情報に限定されること、かつ、当該同等の内容における表現上の相違が、以前に違法と宣言された情報を特徴づける表現との比較において、ホストプロバイダーに当該内容について独立した評価を行うことを要求するようなものでないことを条件とする。
 - 関連する国際法の枠組みにおいて、ホストプロバイダに対し、差止命令の対象となる情報を全世界で削除するか、または当該情報へのアクセスを遮断するよう命じること。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62018CJ0018>

3. 事件A～C及び参考事件1～2の概要(※網羅的監視義務との関係)

	事件A	事件B	参考事件1	参考事件2	事件C
事件番号	C-682/18	C-683/18	C-70/10	C-360/10	C-18/18
原告	Peterson氏 (音楽プロデューサ)	Elsevier(出版社)	SABAM(ベルギー作家・作曲家・出版者協会) ※権利管理団体		Glawischnig-Piesczek氏(国会議員)
被告	YouTube(動画共有プラットフォーム)	Cyando(ファイルホスティング/共有プラットフォーム)	Scarlet Extended(ISP)	Netlog(ソーシャルネットワーク)	Facebook Ireland(ソーシャルネットワーク)
事件概要	原告が独占ライセンスを持つ楽曲を第三者がアップロードしYouTubeで視聴できる状態になっていた	原告が権利を保有する複数の著作物が、Cyandoが運営するプラットフォームにてアップロード・共有されていた	P2Pサービスにて、著作権が保護された著作物が交換されていた(※被告はP2Pサービスの運営には関わっていない)	被告が運営するプラットフォームにて、著作権が保護された著作物が第三者により提供されていた	第三者が原告の名誉を棄損し、侮辱・中傷に当たる投稿をFacebookにて行い、全ユーザが閲覧可能な状態だった
原告の請求	- 著作権侵害コンテンツの差止 - 著作権侵害に対する損害賠償	- 著作権侵害コンテンツの差止 - 著作権侵害に対する損害賠償	ファイル共有ソフトウェア(P2P)を用いた電子通信のフィルタリングシステムの導入	自社プラットフォーム上に保存された情報をフィルタリングするシステムの導入	当該投稿の削除
CJEUでの論点	本件における差止命令の可否(一般的監視義務に該当しないか): 差止命令発出について国内法が定めている要件は、電子商取引指令15条(1)(=網羅的監視義務の禁止)と整合するか(※CJEUにて事件併合)		将来の権利侵害を防止するために、各加入者の全データについて能動的な監視を行うことを義務付けることの可否	将来の権利侵害を防止するために、自社サービスを利用する各ユーザの全データについて能動的な監視を行うことを義務付けることの可否	- 当該投稿と同一の投稿への差止命令の可否 - 当該投稿と同等の投稿への差止命令の可否 - 全世界での差止命令の可否
CJEUの判断	- 整合する(差止命令は電子商取引指令第15条(1)と整合) - ドイツ法は、権利者が、権利侵害に関する具体的な情報(例:侵害状況、対象となるコンテンツ等権利侵害を特定できる情報)をプラットフォームに伝えることを要件としており、包括的かつ恒常的な監視を伴うフィルタリングシステムには該当しない		認められない(包括的な監視) - 当該ISPのネットワーク上で行われるすべての電子通信を能動的に監視することが必要となり、ひいては、伝送されるあらゆる情報および当該ネットワークを利用するすべての顧客を対象とするものである - 将来の知的財産権の侵害を防止するために、すべての顧客に関するデータ全体を能動的に監視することを同プロバイダに義務付けることになる	認められない(包括的な監視) - ユーザがサービス上に保存したファイルの能動的な監視を必要とし、そのように保存された情報のほぼすべておよび当該サービス提供者の全ユーザを対象とするものである - 将来の知的財産権侵害を未然に防ぐために、当該サービスの全利用者に関するデータのほぼすべてについて、能動的な監視を行うことを同提供者に強いることになる	いずれの差止命令も妨げられない(差止命令の発出は可能) 「同一」の情報が再投稿された場合、同一内容であるため対象が特定可能であることから、網羅的監視に該当しない 「同等」の情報も対象としないと差止命令は実質的に無意味であり、また技術的に可能であることから網羅的監視に該当しない(※ただし、プロバイダに独立した評価を求めているわけではない)

Ⅱ. 表現の自由との関係が問題となった判例

- 事件D: Poland v Parliament and Council(C-401/19)【著作権】

1. 事件D (1)概要

Poland v Parliament and Council(C-401/19)*1

- EUのDSM著作権指令(Directive (EU) 2019/790)の第17条(「アップロード・フィルタ条項」)について、表現及び情報の自由を制限するものであるとして無効化を求める訴訟が提起されたが、欧州司法裁判所(CJEU)は適切な保護措置を伴っているとして訴えを棄却した。
- EUのDSM著作権指令(DSMCD)について、ポーランドは第17条(「アップロード・フィルタ条項」)の無効化を求める訴訟を欧州司法裁判所(CJEU)に提起した。(2019年7月)
 - 同指令第17条では、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ(OCSSP:利用者によってアップロードされた、著作権により保護される著作物または他の保護対象物を大量にストックし、かつそれらへのアクセスを公衆に提供することをその主な目的または主な目的の1つとする営利サービス)について、コンテンツに関する責任を定めている。
 - OCSSPは、著作物の公衆への伝達行為または公衆に利用可能にする行為の主体であり、電子商取引指令14条に基づくホスティングプロバイダとしての免責(違法コンテンツについての免責)を受けられない。
 - OCSSPは、自社サービスでアップロードされるコンテンツについて権利者の許諾を得なければならない。許諾を得られない場合に最善の努力を行う必要がある事項の1つとして「アップロードフィルタ」がある。
 - アップロードフィルタ:権利者が、権利侵害コンテンツについての情報をOCSSPに提供した場合、OCSSPは当該コンテンツがアップロードされないように「専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って、最善の努力」をしなければならない。※具体的には当該コンテンツの削除やアクセス遮断を行うことと考えられている。
- ポーランドは、同条項は表現及び情報の自由(欧州基本権憲章第11条)を制限するものであると主張した。
- CJEUは、表現及び情報の自由に関する権利(憲章第11条)と知的財産権(憲章第17条第2項)との公正なバランスを確保するための適切な保護措置を伴っているとして、訴えを棄却した。(2022年4月)
 - CJEUは、同指令第17条が表現及び情報の自由に関する権利を制限するものであると認定した。
 - 他方、憲章第52条第1項に基づいて、この制限は適切な保護措置を伴っているものであるとの判断を示した。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62019CJ0401>

1. 事件D（2）原告（ポーランド）の訴え*1

- ポーランドは、DSMCDの第17条第4項(b)及び(c)の規定を無効化することを求めた。（当該部分の分離と部分的な無効化ができない場合には、指令全体の無効化を求めた。）
- その理由として、当該条項は、欧州基本権憲章第11条の表現及び情報の自由を制限していると主張した。

ポーランド(原告)の要求

12 ポーランド共和国は、裁判所に対し、以下の措置を講じるよう求めている。

- ・ 指令2019/790第17条第4項(b)、及び同条第4項(c)の末尾部分、すなわち「(b)号に従い、将来のアップロードを防止するために最善の努力を払った」という文言を無効とする。
- ・ 裁判所が、前号で言及された規定を、当該指令の第17条の他の規定から、その実質を変更することなく切り離すことはできないと判断する場合、これに代えて第17条全体を無効とする。
- ・ 欧州議会およびEU理事会に対し、訴訟費用を負担するよう命じる。

※ 本件は、ポーランドが欧州議会及びEU理事会を被告としてCJEUに訴えを提起したもの。（EU加盟国裁判所からの付託ではない。）

※ 欧州議会及びEU理事会は訴訟の棄却、請求内容の却下を求めている。

ポーランド(原告)の主張

23 ポーランド共和国は、その主張を裏付けるものとして、憲章第11条で保障されている表現および情報の自由の権利の侵害を主張する単一の法的主張を提起している。

24 当該抗弁は、本質的には、ユーザが著作権を侵害してアップロードした著作権で保護された著作物またはその他の保護対象物を公衆に利用可能にしたことに対する一切の責任を免れるためには、オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、指令2019/790第17条第4項(b)及び(c)に基づき、ユーザがアップロードしようとするすべてのコンテンツに対して予防的な監視を行うことが求められるという主張に基づいている。そのためには、当該サービス提供者は、当該コンテンツを事前に自動的にフィルタリングできるITツールを使用しなければならない。表現の自由および情報の自由の権利が尊重されることを確保するための保障措置を講じることなく、オンラインコンテンツ共有サービス提供者に事実上このような予防的監視措置を課すことにより、争点となっている規定は、当該基本権の行使に対する制限を構成しており、その権利の本質も比例原則も尊重しておらず、したがって正当化されるとはみなせない、と主張されている。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62019CJ0401>

1. 事件D (3)CJEUの判断 [1/4]

- CJEUは、DSMCD第17条の規定は表現の自由及び情報の自由を制限していると認定した上で、適切な保護措置を伴っているものであり正当であるとの判断を示し、ポーランドの訴えを棄却した。

CJEUの判断のポイント*1

*1 CJEU判決の該当パラグラフについて抜粋及び一部要約。()内の数字はパラグラフ番号を表す。

1. OCSSPを介した情報共有は、表現の自由及び情報の自由の対象に含まれるか	● <u>OCSSPを介したインターネット上での情報共有は、欧州人権条約第10条および欧州人権憲章第11条(注:表現の自由及び情報の自由)の範囲内に含まれる。</u>(45) ● 欧州人権裁判所(ECtHR)の判例によれば、欧州人権条約第10条はすべての人に表現の自由と情報の自由を保障しており、情報のコンテンツだけでなくその伝達手段にも適用される。伝達手段に対するいかなる制限も、必然的に情報の受領と伝達の自由を阻害するからである。(略)インターネットサイト、特にオンラインコンテンツ共有プラットフォームは、そのアクセスしやすさと膨大な量の情報を保存および伝達する能力に鑑み、ニュースへの一般市民のアクセスを向上させ、情報全般の普及を促進する上で重要な役割を果たしており、インターネット上のユーザ生成表現活動は、表現の自由を行使するための前例のないプラットフォームを提供している。(46)
2. DSMCD第17条は基本権の制限に該当するか	● 第17条(4)でOCSSPに関して確立された特定の責任制度は、<u>憲章第11条で保障されている、当該コンテンツ共有サービスの利用者の表現の自由および情報の自由の権利の行使を制限するものである</u>と結論づけざるを得ない。(58) ● OCSSPは、(略)責任免除の恩恵を受けるためには、(略)例外を除き、著作権侵害が発生し、権利者から十分な根拠のある通知を受け取った後、プラットフォーム上での特定の著作権侵害を速やかに終了させるだけでなく、そのような通知を受け取った後、または著作権侵害が発生する前に権利者から関連する必要な情報を提供された場合は、「業界の高い職業的注意義務基準に従って最善の努力」をして、そのような侵害の発生または再発を防止しなければならない。(略)これらの義務は、サービスプロバイダが権利者から第17条(4)の(b)及び(c)に規定されている情報または通知を受け取っていることを条件として、<u>ユーザがプラットフォームにアップロードしようとするコンテンツの事前審査をサービスプロバイダが実施する</u>ことを事実上要求する。(53) ● (略)<u>このような事前審査を実施するためには、OCSSPは、アップロードされたファイルの数および保護対象物の種類に応じて、第17条(5)に定められた範囲内で、自動認識およびフィルタリングツールを使用することが義務付けられている</u>。特に、被告も介入者(注:スペイン、フランス、ポルトガル、欧州委員会)も、裁判所での審理において、これらのツールに代わる可能性のある代替手段を提示することができなかった。(54) ● このような事前審査や事前フィルタリングは、<u>オンラインコンテンツを配信する重要な手段を制限する可能性があり、ひいては憲章第11条によって保障された権利に対する制限となる可能性がある</u>。(55)

1. 事件D (3)CJEUの判断 [2/4]

CJEUの判断のポイント*1

*1 CJEU判決の該当パラグラフについて抜粋及び一部要約。()内の数字はパラグラフ番号を表す。

3. 基本権の制限の正当性の判断基準	- ポーランドは、第17条に定められた責任制度に起因する、オンラインコンテンツ共有サービスの利用者の基本的権利の行使に対する制限は、憲章第52条(1)に定められた要件を満たしていないと主張。(59) - 憲章第52条(1)に従い、同憲章で認められている権利及び自由の行使に対するいかなる制限も、<u>法律によって規定され、かつ、それらの権利及び自由の本質を尊重しなければならない</u>ことに留意すべきである。<u>比例原則に従い、制限は、必要であり、かつ、欧州連合が認める公益の目的、または他者の権利及び自由を保護する必要性に真に合致する場合に限り認められる。</u>(63)
4. 比例原則の遵守の評価における留意点	- 比例原則の遵守に関して言えば、この原則は、特にEU法の行為によって憲章に明記された権利と自由に対して課される可能性のある制限が、<u>追求される正当な目的を達成するため、または他者の権利と自由を保護する必要性を満たすために適切かつ必要な範囲を超えてはならない</u>ことを要求する。複数の適切な措置から選択できる場合、最も負担の少ない措置に頼らなければならない。(65) - 条約に明記された複数の基本的権利および原則が問題となる場合、比例原則の遵守の評価は、<u>問題となっている様々な権利および原則の保護の要件を調和させ、それらの間で公正なバランスを取る必要性</u>に従って行われなければならない。(66) - 比例原則の要件を満たすためには、<u>基本的人権への干渉を伴う法律は、当該措置の範囲と適用を規定し、最低限の保護措置を課す明確かつ正確な規則を定めなければならない</u>、それによって、当該権利の行使が制限される人々が、濫用の危険から効果的に保護される十分な保証を得られるようにしなければならない。特に、当該法律は、<u>どのような状況および条件の下でそのような措置が採用され得るかを示し、干渉が厳密に必要な範囲に限定されることを確保しなければならない</u>。このような保護措置の必要性は、干渉が自動化されたプロセスから生じる場合にはなおさら高まる。(67) - 本件で問題となっているような表現の自由および情報の自由の権利の行使に対する制限に関しては、欧州人権裁判所の判例によれば、欧州人権条約第10条は情報伝達手段そのものに対する事前の制限を禁止しているわけではないものの、そのような制限は当該基本的人権の遵守に重大なリスクをもたらすため、特に厳格な法的枠組みが必要とされる。(68)

1. 事件D (3)CJEUの判断 [3/4]

CJEUの判断のポイント*1

*1 CJEU判決の該当パラグラフについて抜粋及び一部要約。()内の数字はパラグラフ番号を表す。

5. 権利制限の正当性の判断 ①法律による規定	- オンラインコンテンツ共有サービスの<u>利用者の表現の自由および情報の自由の権利の行使に対する制限は</u>、EU法の規定、すなわち指令2019/790の第17条(4)(b)及び(c)の規定によって当該サービスの提供者に課せられた義務から生じるものであり、<u>法律によって規定されている</u>ことに留意すべきである。(72) - 当該規定は(略)サービス提供者が実際に取るべき措置を具体的に定めているわけではない。(略)当該規定の文言は、このように課せられた義務が、様々なOCSSPの個々の状況、業界慣行の発展、および利用可能な技術の発展に合わせて調整できるようにすることを目的としている。(73)欧州人権裁判所の判例によれば、基本的人権の行使に対するいかなる制限も法律で規定されなければならないという要件は、その制限を含む法律が変化する状況に対応できるほど十分に柔軟な形で策定されることを妨げるものではない。(74)
5. 権利制限の正当性の判断 ②権利及び自由の本質の尊重	- 第17条(7)第1段落では、「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーと権利者との協力は、<u>著作権および関連権利を侵害しない、ユーザーがアップロードした作品またはその他の対象物の利用を妨げるものであってはならない</u>。ただし、当該作品またはその他の対象物が、これらの権利の例外または制限の対象となる場合に限り」と明示的に規定されている。(77) - 第17条(7)第1段落は、その明確な文言によれば、第17条(4)(b)及び(c)とは異なり、OCSSPにその目的のために「最大限の努力」をすることを要求するだけでなく、<u>達成すべき具体的な結果を規定している</u>。(78) - 第17条(7)及び(9)、リサイタル66及び70から、憲章第11条に規定されているオンラインコンテンツ共有サービスの利用者の表現の自由および情報の自由の権利を保護し、関係する様々な権利および利益の公正なバランスを保つために、同指令第17条(4)(b)及び(c)でサービス提供者に課せられた義務の履行は、特に、<u>著作権及び関連権利を侵害しないコンテンツをプラットフォーム上で共有する利用者の基本的権利の本質に影響を与えるような措置をサービス提供者が講じることにつながるものであってはならないと定めていることは明らか</u>である。(80) - DSMCDは(略) <u>プロバイダが採用する措置は、インターネット利用者の表現の自由及び情報の自由の権利を遵守しなければならない</u>、特に、著作権の効果的な保護を可能にするために厳密に対象を絞ったものでなければならない、それによって<u>当該プロバイダのサービスを合法的に利用している利用者に影響を与えてはならないという裁判所の判例法を確かに反映している</u>。(81)

1. 事件D (3)CJEUの判断 [4/4]

CJEUの判断のポイント*1

*1 CJEU判決の該当パラグラフについて抜粋及び一部要約。()内の数字はパラグラフ番号を表す。

5. 権利制限の正当性の判断 ③比例原則の遵守*2	- 第17条でOCSSPに課される義務は、「著作権に関して十分に機能する公正な市場の達成に貢献するような方法で知的財産権が保護されることを確保することを求める」ためのものであり、そのために<u>第17条(4)で規定された責任メカニズムは手段の適合性だけでなく必要性も満たすもの</u>である。(82-83) - 第17条でOCSSPに課される義務が、ユーザの表現及び情報の自由を不当に制約するものか否かにつき、以下の6点を考慮： ①【<u>義務の適用対象の制限</u>】第17条(7)及び(9)、リサイタル66及び70の説明から、EUの立法府は、<u>アップロード時に合法的なコンテンツをフィルタリングしてブロックする措置を除外している</u>こと。(85-86) ②【<u>保護されるべき権利の明確化と利用者への通知</u>】第17条(7)第2段落で、引用・批評・カリカチュア・パロディ・パステーションといった<u>特定の目的のためにユーザが作成したコンテンツをアップロードし、利用可能にする権限を確保するよう加盟国に求めている</u>こと。(87)さらに利用者の権利の確保という意味では、第17条(9)第4段落で、<u>EU法に規定される著作権及び隣接権の例外または制限の下、著作物等を利用できることを、OCSSPは利用規約でユーザに通知するよう求めている</u>こと。(88) ③【<u>アップロード・フィルタの実施要件</u>】<u>特定のコンテンツを利用できなくするOCSSPの責任は、当該権利者が当該コンテンツに関連する必要な情報を提供することが条件である</u>こと。(89) ④【<u>一般的監視義務の否定</u>】第17条(8)は、<u>一般的監視義務を否定することで「オンラインコンテンツ共有サービスのユーザの表現及び情報の自由に関する権利が守られることを確保するための追加的な保護措置を提供している</u>」こと。(90) ⑤【<u>救済措置の導入</u>】第17条(9)第1段落及び第2段落は、第17条(7)及び(8)に規定された内容に追加して、<u>様々な手続き上の保護措置を導入しており、これによって、OCSSPが誤って、または不当に合法コンテンツをブロックするといった場合に、ユーザの表現及び情報の自由を保護することが可能である</u>こと。(93) ⑥【<u>補足的措置(関係者対話の開催等)</u>】第17条(7)～(9)に規定された<u>保護措置を補足するものとして、第17条(10)はOCSSPと権利者の協力のためのベストプラクティスを議論する関係者対話の開催等を義務付けている</u>こと。(96-97)
まとめ	・(略)OCSSPに対する(略)コンテンツを一般に公開する前に審査する義務は、(略)<u>適切な保護措置を伴っており、(略)憲章第11条で保障されている当該サービスの利用者の表現の自由及び情報の自由の権利の尊重と、憲章第17条(2)で保護されている知的財産権との間の公正なバランスを確保していることが明らか</u>である。(98) ・(略)加盟国の当局および裁判所は、国内法に移行する措置を実施する際、<u>国内法を同条項と整合的に解釈するだけでなく、同条項の解釈がこれらの基本的人権や比例原則などのEU法の他の一般原則と矛盾しないようにしなければならない</u>。(99)

*2 酒井 麻千子「コンテンツモデレーションと著作権侵害責任 ユーザーの利益確保の視点から」(情報通信法学研究会 メディア法分科会), p.15を引用(【 】による見出しを付け、また条番号項の記載方法を一部変更), https://www.soumu.go.jp/main_content/000904509.pdf

参考資料

- 欧州基本権憲章
- 電子商取引指令(ECD)：指令 2000/31/EC
- DSM著作権指令(DSMCD)：指令 (EU) 2019/790
- 情報社会指令(InfoSocD)/欧州著作権指令(EUCD)：指令 2001/29/EC
- IPエンフォースメント指令(IPRED)：指令 2004/48/EC
- 「「一般的監視」義務の禁止とコンテンツモデレーション」(「デジタルサービス法への道のり」における一般的な監視義務の禁止をめぐる変遷：電子商取引指令第15条とデジタル単一市場における著作権に関する指令第17条)
- 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)【再掲】

1. 欧州基本権憲章*1

第11条

表現および情報の自由

1. すべての人は、表現の自由を有する。この権利には、公的機関による干渉を受けることなく、また国境を問わず、意見を持つ自由、ならびに情報および思想を受け取り、伝達する自由が含まれる。
2. メディアの自由および多元性は尊重されなければならない。

第17条

財産権

1. すべての人は、合法的に取得した財産を所有し、使用し、処分し、および遺贈する権利を有する。公共の利益のため、かつ法律で定められた場合および条件の下で、その損失に対して適時に公正な補償が支払われることを条件として、いかなる者もその財産を剥奪されてはならない。財産の使用は、公共の利益のために必要な範囲において、法律によって規制されることがある。
2. 知的財産は保護されるものとする。

第52条

権利および原則の適用範囲と解釈

1. 本憲章で認められる権利および自由の行使に対するいかなる制限も、法律で定められ、かつ、それらの権利および自由の本質を尊重するものでなければならない。比例性の原則に従い、制限は、それが必要であり、かつ、連合によって認められた公益上の目的、または他者の権利および自由を保護する必要性を真に満たす場合に限り、設けることができる。
2. 本憲章により認められ、かつ条約に規定されている権利は、当該条約で定められた条件および範囲内で行使されるものとする。
3. 本憲章に、「人権および基本的自由の保護に関する条約」によって保障される権利に対応する権利が含まれる限り、それらの権利の意味および範囲は、同条約で定められたものと同じとする。ただし、この規定は、より広範な保護を定める連合法を妨げるものではない。
4. 本憲章が、加盟国に共通する憲法的伝統に由来する基本的権利を認める限りにおいて、それらの権利は、当該伝統と調和して解釈されるものとする。
5. 原則を定めた本憲章の規定は、欧州連合の機関、組織、事務所および機関による立法上および行政上の行為、ならびに加盟国が欧州連合法を実施する際に、それぞれの権限を行使して行う行為によって実施されることができる。これらの権利は、かかる法令の解釈およびその合法性の判断においてのみ、司法上の対象となる。
6. 本憲章に規定される国内法および慣行は、十分に考慮されなければならない。
7. 本憲章の解釈に関する指針として作成された解説は、連合および加盟国の裁判所によって相当の配慮が払われなければならない。

*1 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:12012P/TXT>

2. 電子商取引指令(ECD)*1*2 [1/2]

域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する指令 2000/31/EC

第14条 ホスティング

1. サービスの名宛人によって提供される情報を保存することからなる情報社会サービス提供の場合、加盟国は、以下の条件で、プロバイダが、サービスの名宛人の求めにより保存した情報に対して責任を負わないことを保証する：
 - (a) プロバイダが、違法行為または違法な情報について現実に知らなかったこと、および損害賠償請求に関して、事実または状況により違法行為または違法な情報が明らかである当該事実または状況を認識していないこと、または
 - (b) プロバイダが、それを認識し直ちに、当該情報を削除または情報のアクセスを不可能にするため、迅速に対応したこと。
2. 第1項は、サービスの名宛人が、プロバイダの権限の下においてまたは管理の下において行動している場合には適用されない。
3. 本条は、裁判所または行政当局が、加盟国の法制度に従い、サービスプロバイダに対し、侵害の終了させることまたは侵害を予防することを要求する可能性に影響しない。さらに、本条は、加盟国が、情報を削除し、または情報へのアクセスを不可能にするよう取り締まる手続きを導入する可能性にも影響しない。

第15条 一般的監視義務の不存在

1. 加盟国は、プロバイダに対し、第12条、第13条、および第14条に関するサービスを提供する際、送信または保存する情報を監視する一般的義務を課してはならず、違法行為を示す事実または状況を積極的に調査する一般的義務を課してはならない。
2. 加盟国は、情報社会サービスプロバイダに対し、そのサービスの名宛人が行った問題の違法行為または名宛人が提供した問題の違法な情報を、所轄の公的機関に速やかに通知する義務、または所管当局に対し、その要請に従って、ホスティング契約を締結したそのサービスの名宛人を特定することを可能とする情報を通知する義務を定めることができる。

第18条 裁判上の請求

1. 加盟国は、情報社会サービスの活動に関し国内法に基づき利用可能な裁判上の請求が、申立てられたあらゆる侵害を終了させること、および関連する利益に対する更なる侵害のいかなるものも防止することを目的として定められた、仮の措置を含む、措置の迅速な実行を可能とするものであることを保証しなければならない。
2. (略)

*1 Directive 2000/31/EC, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2000/31/oj/eng>

*2 和訳は著作権情報センター(CRIC)によるもの。https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_03.html

2. 電子商取引指令(ECD)*1*2 [2/2]

域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の特定の法的側面に関する指令 2000/31/EC

Recital(前文)

- (41) 本指令は、問題となる様々な利害の均衡を保つものであり、かつ、事業者により採択される準則および合意の基礎となり得る原則を定めるものである。
- (47) 加盟国は、一般的性質の義務に限り、サービスプロバイダに対する監視義務を課すことを禁止される。この禁止は、特別な場合に適用される監視義務に関係するものではなく、特に、国内法に従い、各国当局が下す命令を妨げるものではない。
- (48) 本指令は、特定の種類の違法行為を探知しかつ防止するため、サービスプロバイダに合理的に期待され得る、かつ国内法に定められる注意義務を全うするよう、加盟国が、そのサービスの名宛人から提供される情報を保存するサービスプロバイダに対して要求する可能性に、何ら影響しない。
- (58) 本指令は、第三国に設立されたサービスプロバイダにより提供されるサービスには適用されない。しかし、電子商取引のグローバルな側面を考慮し、欧州共同体の規範が、国際的な規範と一致することを確保することが適切である。本指令は、国際機関(WTO、OECD、UNCITRALなど)における、法的側面に関する継続中の議論の結果に影響しない。
- (60) 電子商取引が滞りなく発展し得るようになるため、法的枠組みは、それが欧州の産業の競争力を害しないよう、および当該分野におけるイノベーションの障害とならないよう、明確かつ端的であり、予測可能であり、国際レベルで適用しうる規範と整合するものでなければならない。

【参考】 デジタルサービス法(DSA)*3

第8条 一般的な監視義務及び能動的な事実調査義務の不存在

仲介サービスの提供者に対し、当該提供者が伝送または保存する情報を監視する一般的な義務、および違法行為を示す事実や状況を能動的に調査する義務は課されない。

Recital(前文)

- (30) 仲介サービスの提供者は、一般的性質の義務に関して、法律上も事実上も、監視義務を負うべきではない。これは、特定の事案における監視義務には関係せず、特に、欧州連合司法裁判所による解釈に基づく連合法に準拠し、かつ本規則で定められた条件に従って、国内法に基づき国内当局が発する命令には影響を及ぼさない。本規則のいかなる規定も、一般的な監視義務または一般的な能動的な事実調査義務を課すもの、あるいは違法なコンテンツに関して事業者が能動的な措置を講じることを求める一般的な義務を課すものと解釈されるべきではない。

*1 Directive 2000/31/EC, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2000/31/oj/eng>

*2 和訳は著作権情報センター(CRIC)によるもの。 https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_03.html

*3 Regulation (EU) 2022/2065, <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj/eng>

3. DSM著作権指令(DSMCD)*1 [1/6]

デジタル単一市場における著作権指令 (EU) 2019/790

第17条

保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用*2

1. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、利用者によってアップロードされた著作権で保護される著作物または他の保護対象物へのアクセスを公衆に与える場合、本指令の目的のために公衆への伝達行為または公衆に利用可能にする行為を行うものであることを規定しなければならない。

したがって、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、著作物または他の保護対象物を公衆に伝達するため、または公衆に利用可能にするために、例えば、ライセンス契約を締結することにより、指令2001/29/EC(注:情報社会指令)第3条第1項および第2項に定める権利の権利者から許諾を得なければならない。

2. 加盟国は、例えばライセンス契約を締結することによって、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが許諾を得た場合、当該許諾は、利用者が商業目的で行動していないとき、または利用者の活動が多く収入を生み出さないときは、指令2001/29/EC第3条の適用内にあるサービスの利用者によって行われる行為をも含まれることを規定しなければならない。

3. 本指令に定める条件に基づき、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、公衆への伝達行為または公衆に利用可能にする行為を行うときは、指令2000/31/EC(注:電子商取引指令)第14条第1項に定める責任の制限は、本条の対象となる場合に適用されない。

本項第1段落は、本指令の適用範囲外の目的で、当該サービスプロバイダに対し、指令2000/31/EC第14条第1項の適用可能性に影響を与えてはならない。

4. 何らの許諾も得られない場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、次の(a)ないし(c)を示さない限り、著作権で保護される著作物および他の保護対象物を、公衆に利用可能にする行為を含む、許諾のない公衆への伝達行為につき、責任を負わなければならない:

(a) 許諾を得るために最善の努力をしたこと;および

(b) 権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダに提供した特定の著作物および他の保護対象物を、確実に利用できないようにするため、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って、最善の努力をしたこと;ならびにいかなる場合も、

(c) 通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した権利者からの通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ(b)に従ってそれらが将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと。

*1 Directive (EU) 2019/790, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng>

*2 和訳は著作権情報センター(CRIC)によるもの。 https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html#17

3. DSM著作権指令(DSMCD)*1 [2/6]

第17条

保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用*2

5. サービスプロバイダが第4項に基づく義務を遵守しているかどうかを判断するため、比例原則に照らし、特に、以下の要素が考慮されなければならない。
- (a) サービスの種類、視聴者および規模、ならびにサービスの利用者によってアップロードされた著作物または他の保護対象物の種類；および
 - (b) 適切かつ効果的な手段の利用可能性およびサービスプロバイダに生じるそれらの費用。
6. 加盟国は、新たなオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダについて、そのサービスが域内において公衆に利用可能とされて3年未満であり、かつ委員会勧告2003/361/ECに従って算定された年間売上高が1000万ユーロ未満である場合、第4項に定める責任体制に基づく条件が、第4項の(a)の遵守に限定されること、および通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはプロバイダのウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した通知の受領により速やかに対応することに限定されることを規定しなければならない。
- 当該サービスプロバイダの月間ユニークビジター数の平均が、前年に基づく計算により500万を超える場合、サービスプロバイダは、権利者が関連する必要な情報を提供した通知の対象である著作物および他の保護対象物がさらにアップロードされないよう防止するために最善の努力を行ったことを証明する責任を負う。
7. オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダと権利者との協力は、利用者によってアップロードされた著作物または他の保護対象物の利用可能性を妨げる結果を招来してはならない。つまり、当該著作物または他の保護対象物が例外または制限の対象となる場合も含め、これにより著作権および隣接権を侵害しない。
- 加盟国は、各加盟国の利用者が、オンラインコンテンツ共有サービスにおいて生成したコンテンツをアップロードし利用可能にする際、以下の既存の例外または制限のいずれかを援用できることを保証しなければならない。
- (a) 引用、批評、レビュー；
 - (b) 風刺、パロディ、または模作の目的における使用。

*1 Directive (EU) 2019/790, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng>

*2 和訳は著作権情報センター(CRIC)によるもの。https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html#17

3. DSM著作権指令(DSMCD)*¹ [3/6]

第17条

保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用*²

8. 本条の適用は、いかなる一般的監視義務も生じさせない。

加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、権利者に対し、その要求に従って、第4項にいう協力に関し、その実務の機能に関する適切な情報、およびサービスプロバイダと権利者との間でライセンス契約が締結された場合、契約の対象となるコンテンツの利用に関する情報を提供することを規定しなければならない。

9. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、利用者によってアップロードされた著作物または他の保護対象物へのアクセスを不可能にすることまたはそれらの削除に関する紛争が発生した場合に、そのサービスの利用者が利用できる効果的かつ迅速な不服申立ておよび是正手続きを導入することを規定しなければならない。

権利者がその特定の著作物または他の保護対象物へのアクセスを不可能にすることまたは削除することを要求する場合、権利者はそれを求める理由を十分に正当化しなければならない。第1段落に定める手続きに基づいて提出された不服は、不当に遅滞することなく処理されなければならない。アップロードされたコンテンツへのアクセスを不可能にするかまたは削除する決定は、自然人による審査の対象とされなければならない。加盟国はまた、紛争の解決のために、裁判外の救済手続きを利用できることを保証しなければならない。当該手続きは、紛争を公平に解決できるものでなければならない。かつ効率的な司法救済を求める利用者の権利を害することなく、国内法によって与えられる法的保護を利用者から奪うものであってはならない。特に、加盟国は、著作権および隣接権に対する例外または制限の享受を主張するために、利用者が裁判所またはその他の管轄を有する司法当局を利用できることを保証しなければならない。

本指令は、EU法に定める例外または制限に基づく使用のように、適法な使用には一切影響を及ぼさない。本指令は、指令200/58/ECおよび規則(EU)2016/679に従う場合を除き、個人の利用者の識別も個人データの処理ももたらさない。

オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、利用者が、EU法で規定される著作権および隣接権に対する例外または制限に基づき、著作物および他の保護対象物を使用できることを、その利用規約において利用者に通知しなければならない。

*¹ Directive (EU) 2019/790, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng>

*² 和訳は著作権情報センター(CRIC)によるもの。https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html#17

3. DSM著作権指令(DSMCD)*¹ [4/6]

第17条

保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用*²

10.[本指令の発効日]から、欧州委員会は、加盟国と協力し、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダと権利者との間の協力に向けた業界標準を検討するため、利害当事者間における意見交換の場を設けなければならない。欧州委員会は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ、権利者、利用者の組織その他の関係する利害当事者と協議後、利害当事者間の意見交換の結果を考慮した上で、特に第4項にいう協力に関し、本条の適用に関する手引きを発行しなければならない。業界標準を検討する際は、特に、基本的権利と例外および制限の利用とのバランスを維持する必要性について、特別な注意を払うこととする。利害当事者との意見交換のため、利用者の組織は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによって提供される第4項に関するオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの実務の機能についての適切な情報に対するアクセスを有しなければならない。

Recital(前文)

(66) オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、自らがアップロードしたものではなく、その利用者によってアップロードされたコンテンツへのアクセスを提供しているという事実を考慮すると、本指令の目的上、許可が与えられていない場合について、特定の責任メカニズムを規定することが適切である。これは、著作権侵害による責任以外の事案に関する国内法に基づく救済措置、および加盟国の裁判所や行政当局がEU法に従って差止命令を発令できることに影響を及ぼすものではない。特に、年間売上高が1,000万ユーロ未満であり、かつEU域内における月間平均ユニーク訪問者数が500万人を超えない新規のオンラインコンテンツ共有サービス提供者に適用される特定の制度は、EU法および国内法に基づく救済措置の利用可能性に影響を及ぼすべきではない。サービス提供者に対して許諾が与えられていない場合、当該サービス提供者は、関連する権利者によって特定された無許可の著作物およびその他の対象物が自社のサービス上で利用可能となることを回避するため、業界の高い専門的注意義務基準に従い、最善の努力を払うべきである。その目的のため、権利者は、権利者の規模や著作物およびその他の対象物の種類などの要因を考慮した上で、サービス提供者に対し、関連性があり必要な情報を提供すべきである。オンラインコンテンツ共有サービス提供者が権利者と協力して講じる措置は、ライセンス契約の対象となる利用、あるいは著作権および関連権利の例外または制限の対象となる利用を含む、権利侵害を構成しないコンテンツの利用を妨げるものであってはならない。したがって、当該サービス提供者が講じる措置は、オンラインコンテンツ共有サービスを利用して、当該サービス上で合法的に情報をアップロードし、アクセスしているユーザに影響を及ぼしてはならない。

(つづく)

*¹ Directive (EU) 2019/790, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng>

*² 和訳は著作権情報センター(CRIC)によるもの。https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html#17

3. DSM著作権指令(DSMCD)*¹ [5/6]

Recital(前文)

(つづき)

さらに、本指令で定められた義務は、加盟国が一般的な監視義務を課することにつながるべきではない。オンラインコンテンツ共有サービス提供者が、業界の高い専門的注意義務基準に従って最善の努力を払ったかどうかを評価する際には、業界のベストプラクティス、関連するすべての要因や動向に照らした措置の有効性、および比例性の原則を考慮し、当該サービス提供者が、そのウェブサイト上で無許可の著作物やその他の対象物の利用を防止するという結果を達成するために、勤勉な事業者が講じるであろうあらゆる措置を講じたかどうかを考慮されるべきである。当該評価にあたっては、サービスの規模、各種コンテンツの提供を回避するための既存の手段(将来的な発展の可能性を含む)に関する技術水準の進展状況、および当該手段がサービスに及ぼすコストなど、いくつかの要素を考慮すべきである。著作権で保護された無許可コンテンツの提供を回避するための様々な手段は、コンテンツの種類に応じて適切かつ比例原則に合致するものとなり得るため、場合によっては、権利者からの通知を受けて初めて無許可コンテンツの提供を回避できる可能性も排除できない。サービス提供者が講じる措置は、追求される目的に対して効果的であるべきであるが、その目的を達成するために必要な範囲を超えてはならない。

本指令の要件に従い、権利者と協力して最善の努力を尽くしたにもかかわらず、無断著作物その他の対象物が利用可能となった場合、オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、権利者から関連する必要な情報を受け取った特定の著作物その他の対象物に関して責任を負うべきである。ただし、当該提供者が、業界の高い専門的注意義務基準に従って最善の努力を尽くしたことを立証した場合はこの限りではない。

さらに、特定の無断著作物その他の対象物がオンラインコンテンツ共有サービス上で利用可能となった場合、最善の努力がなされたか否か、また権利者が事前に適切かつ必要な情報を提供していたか否かを問わず、オンラインコンテンツ共有サービスの提供者は、十分に根拠のある通知を受けたにもかかわらず、通知された著作物またはその他の対象物へのアクセスを無効化するか、または自社のウェブサイトから削除するための迅速な措置を講じなかった場合、当該著作物またはその他の対象物の無断公衆送信行為について責任を負うべきである。さらに、当該オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、権利者からその目的のために提供された関連かつ必要な情報に基づき、特定の無断著作物の将来的なアップロードを防止するために最善の努力を尽くしたことを立証できない場合にも、責任を負うべきである。

権利者が、オンラインコンテンツ共有サービス提供者に対し、特定の著作物またはその他の対象物に関する適切かつ必要な情報を提供しない場合、あるいは権利者から、特定の無断著作物またはその他の対象物へのアクセスを無効化または削除することに関する通知がなされていない場合、その結果、当該サービス提供者が、業界の高い専門的注意義務基準に従い、自社のサービス上で無許可コンテンツが利用可能となることを回避するために最善の努力を尽くすことができない場合、当該サービス提供者は、そのような特定されていない著作物またはその他の対象物に関する無許可の公衆への伝達または公衆への提供行為について、責任を負うべきではない。

*1 Directive (EU) 2019/790, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng>

3. DSM著作権指令(DSMCD)*1 [6/6]

Recital(前文)

(70) オンラインコンテンツ共有サービス提供者が権利者と協力して講じる措置は、著作権に関する例外または制限の適用、とりわけ利用者の表現の自由を保障するものの適用を妨げるものであってはならない。利用者は、引用、批評、レビュー、風刺、パロディ、またはパステッシュという特定の目的のために、利用者が作成したコンテンツをアップロードし、利用可能にすることが認められるべきである。これは、欧州連合基本権憲章(以下「憲章」という)に定められた基本権、特に表現の自由および芸術の自由と、知的財産権を含む財産権との間の均衡を図る上で、とりわけ重要である。したがって、利用者が欧州連合全域で統一的な保護を受けられるよう、これらの例外および制限を義務化すべきである。オンラインコンテンツ共有サービス提供者が、こうした特定の目的での利用を支援するため、効果的な苦情処理および救済メカニズムを運用することを確保することが重要である。

オンラインコンテンツ共有サービス提供者はまた、ユーザが自身のアップロードに関して講じられた措置について苦情を申し立てることができる、効果的かつ迅速な苦情処理・救済メカニズムを設けるべきである。特に、アクセスが制限された、あるいは削除されたアップロードについて、著作権の例外または制限の適用を受ける可能性がある場合には、その措置について苦情を申し立てることができるようにすべきである。かかる仕組みに基づいて提出された苦情は、不当な遅滞なく処理され、人間による審査の対象とすべきである。権利者がサービス提供者に対し、ユーザによるアップロードに対して、アップロードされたコンテンツへのアクセスを無効化したり、削除したりするなどの措置を講じるよう要請する場合、当該権利者はその要請を正当に立証すべきである。さらに、協力は、欧州議会および理事会指令2002/58/EC(15)および欧州議会および理事会規則(EU)2016/679(16)に従う場合を除き、個々のユーザの特定や個人データの処理につながるべきではない。また、加盟国は、紛争解決のためにユーザが裁判外救済手段を利用できるようにすべきである。かかる救済手段は、紛争が公平に解決されることを可能にするものでなければならない。また、ユーザは、著作権および関連権利の例外または制限の適用を主張するために、裁判所またはその他の関連する司法当局に訴えることができるべきである。

*1 Directive (EU) 2019/790, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng>

4. 情報社会指令(InfoSocD)/EU著作権指令(EUCD)*1

情報社会における著作権および隣接権の特定の側面に関する調和に関する指令 2001/29/EC

第3条 著作物の公衆への伝達権およびその他の対象物の公衆への提供権

1. 加盟国は、著作者に対し、有線または無線の手段によるその著作物の公衆への伝達（公衆が各自が選択した場所および時間において当該著作物にアクセスできるようにして、その著作物を公衆に提供することを含む。）を許可または禁止する排他的権利を付与しなければならない。
2. 加盟国は、公衆が各自が選択した場所および時間からアクセスできるよう、有線または無線の手段によって公衆への提供を許可または禁止する独占的権利を、以下の者に対して定めるものとする。
 - (a) 実演家については、その実演の固定物について；
 - (b) 録音物製作者については、その録音物について；
 - (c) 映画の最初の固定物の製作者については、その映画の原本及び複製物；
 - (d) 放送事業者については、その放送の固定物（当該放送が有線、無線（ケーブル又は衛星によるものを含む）のいずれの手段によって送信されるかを問わない）。
3. 第1項及び第2項に規定する権利は、本条に定める公衆への伝達又は公衆への提供のいかなる行為によっても消尽されないものとする。

第8条 制裁措置および救済措置

1. 加盟国は、本指令に定められた権利および義務の侵害に対して、適切な制裁措置および救済措置を講じ、かつ、それらの制裁措置および救済措置が確実に適用されるよう必要なあらゆる措置を講じなければならない。このように規定される制裁措置は、実効性があり、均衡を保ち、かつ抑止力のあるものでなければならない。
2. 各加盟国は、その領域内で行われた権利侵害行為により利益が損なわれた権利者が、損害賠償請求訴訟を提起し、かつ／または差止命令を申請し、さらに適切な場合には、権利侵害物ならびに第6条第2項に規定する装置、製品又は構成部品の差し押さえを申請することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
3. 加盟国は、第三者が著作権又は隣接権を侵害するためにそのサービスを利用している仲介業者に対し、権利者が差止命令を申請できることを確保しなければならない。

*1 Directive 2001/29/EC, <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2001/29/oj/eng>

5. IPエンフォースメント指令(IPRED)*1

知的財産権の執行に関する指令 2004/48/EC

第3条 一般的な義務

1. 加盟国は、本指令の対象となる知的財産権の執行を確保するために必要な措置、手続及び救済手段を定めるものとする。これらの措置、手続及び救済手段は、公正かつ衡平なものでなければならず、不必要に複雑であったり、費用がかさむものであってはならず、また、不当な期限や不当な遅延を伴うものであってはならない。
2. これらの措置、手続及び救済手段は、かつ、効果的、均衡的かつ抑止力のあるものでなければならず、正当な取引に対する障壁が生じないように適用され、かつ、それらの濫用に対する防止措置が講じられなければならない。

*1 Directive 2004/48/EC , <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2004/48/oj/eng>

6. 「一般的監視」義務の禁止とコンテンツモデレーション*1

	選択肢A: 基本的な解釈(ベーシック) 何を探しているのか?	選択肢 B: 基本的な解釈(ベーシック)から以下を除いたもの 何を探しているのか、要請者の権限はどのようなものか?	
		B1: ベーシック・シングルマイナス	B2: ベーシック・ダブルマイナス
解釈	「一般的な監視の禁止」とは、一般的な違法行為を検知・防止するために、仲介業者が取り扱う情報のすべてまたは大部分を監視する義務を課すことを禁じるものである。	「一般的な監視の禁止」とは、仲介業者が取り扱う情報のすべてまたは大部分を、一般的に監視する義務を課すことを禁じるものである。	
		基本的な解釈から差止命令を除外 = 仲介業者が扱うすべての情報を監視することは、「 <u>具体的な違法性</u> 」(例えば、特定の誹謗中傷や特定の著作権で保護された著作物の侵害など)を <u>特定する裁判所命令</u> があれば、許容される。	基本的な解釈から差止命令と通知を除外 = 仲介業者が扱うすべての情報を監視することは、「 <u>具体的な違法性</u> 」(例えば、特定の商標権の侵害や著作権で保護された著作物の侵害など)を <u>特定する裁判所命令</u> や <u>権利者からの通知</u> がある場合には、許容される。
結果	1. 仲介業者が取り扱う情報のすべてまたは大部分を監視することは、一般的に「特定の事例における」監視とは決してみなされない。 2. 特定の権利の侵害を発見することを目的とした一般的な監視は禁止されている →フィルタリングは不可	特定の権利の侵害を識別する目的で、仲介業者が取り扱う情報のすべてまたは大部分を監視することは、裁判所が命じた場合、禁止されない →裁判所が命じたフィルタリングは許容される	1. 監視の一般性は、監視の対象によって決まるのではなく、監視の目的によって決まる。 2. 特定の権利の侵害に関する一般的な監視は、裁判所による命令がある場合、または通報によって開始された場合には禁止されない →フィルタリングは許容される
適用	• L' Oréal対eBay事件(商標法) • SABAM事件およびMcFadden事件(著作権)	• Eva Glawischnig-Piesczek(名誉毀損) • Peterson事件における司法長官(著作権)	適用なし
根拠	• L' Oréal対eBay事件: 同一性に関する二重要件(同一の商標+同一の侵害者); • SABAM事件: 一般的な監視=すべてのエンドユーザーによって投稿または送信された情報のほぼすべてを能動的に監視すること; • McFadden事件: たとえ単一の著作物の侵害に焦点を当てている場合でも、ネットワーク上の通信をすべて確認しなければならないのであれば、それは一般的な監視にあたる	• Glawischnig-Piesczek事件: それが「過度」でない限り、また裁判所命令により課されたものでない限り、一般的なモニタリングは認められない。ただし、裁判所によって違法と宣言されたコンテンツと同一または同等のコンテンツを特定することを目的としたモニタリングは例外とする。 • Peterson事件における司法長官の見解: Glawischnig事件の判例に従うが、「ベーシック・ダブルマイナス」の理論は退ける。	適用なし ※ 本ページは、学術論文における整理の一例を参考として示すものであり、本資料の結論や考え方を示すものではない。

*1 https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3717022 (p.19の図表を和訳)

7. 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)【再掲】

- CJEUは、**仲介サービス提供者が自社サービス上において「自社・サービスのために、アルゴリズムを用いて情報の配信を決定している場合」**には、電子商取引指令における責任の制限は適用されないと判示した。^{*1}

事件の位置づけ・概要^{*2}

- 経緯：フランスで提起された訴訟において、電子商取引指令における「仲介サービス提供者の責任の制限」の適用条件について、フランス行政裁判所が欧州司法裁判所(CJEU)に付託したもの。
- 位置づけ：CJEUは個別裁判について裁決するのではなく、EU法の解釈やEU法令の有効性について判断・決定する。なお、CJEUの決定は他の裁判にも適用される。
- 事件概要：
 - ・ フランスのCoyote System社は「**位置情報に基づく運転支援またはナビゲーションの電子サービス**」を提供している。サービスでは、**道路検問に関する情報を利用者が投稿し、他の利用者が閲覧できる機能が提供されている**。
 - ・ フランス政府は、犯罪で指名手配されている者や公共の秩序または安全に対する脅威となる者が道路上の検問を逃れることを防ぐため、検問情報の再配信を禁止した。
 - ・ Coyote社は、「違法情報の一般的・能動的監視を義務づけるもので違法である」としてフランス政府を訴えた。

※ この判決は、電子商取引指令に関する判断を付託された2つの事件(C-188/24、C-190/24)を統合したものだが、ここでは、判決も含め、責任制限の適用要件に関する部分(C-190/24の一部)のみにについて記載する。

※ 同指令の該当規定(第12条～第15条)はDSAに移管された。

^{*1} <https://curia.europa.eu/site/upload/docs/application/pdf/2026-06/cp260087en.pdf>

^{*2} https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:62024CJ0188#t-ECR_62024CJ0188_FR_01-E0001

CJEUの判決の概要^{*1}

- 判決の要点：情報社会サービスの事業者は、**自らが管理する保存・再送信された情報**について、その責任を免れることはできない。これは、**事業者がアルゴリズムを用いて、どのような条件下で、どのように、またどのような優先順位で、その情報が再送信されるか、あるいは再送信されないかを決定する場合**に該当する。
- CJEUの判断の対象：サービスの提供者が、保存・再送信する情報が利用者から提供されたものであることを理由に、その責任を免除されるかどうか。
- CJEUの指摘：原則として利用者の要請に基づき保存された情報について責任免除の恩恵を受けることができる「ホスティング」提供者と分類されるためには、**当該提供者がその情報について認識も管理も有していないことが必要**である。
- 判断結果：アルゴリズムを用いて、どのような条件下で、どのように、またどのような優先順位で当該情報を再配信するか、あるいは再配信しないかを決定する事業者は、**当該情報に対する管理を行使している**ことになり、その結果、責任を免除されることはない。

【電子商取引指令 前文】

(42) 本指令で定められた責任免除は、情報社会サービス提供者の活動が、第三者によって提供された情報が伝送または一時的に保存される通信ネットワークの運用およびアクセス提供という技術的プロセスに限定され、かつその唯一の目的が伝送の効率化にある場合にのみ適用される。この**活動は、純粋に技術的、自動的かつ受動的な性質のもの**であり、情報社会サービス提供者は、**伝送または保存される情報について、その認識も管理も有していないことを意味する**。

7. 仲介サービス提供者の責任の制限が適用される要件(判例)【再掲】

● 参考として、判決においてポイントとなる箇所を以下に抜粋した。^{*1}

- 108 この点に関して、その要件を満たすためには、当該サービスの提供者が、指令2000/31の第II章第4節の規定における「仲介業者」であることが不可欠であることを改めて指摘しておく必要がある。同指令の前文42に述べられているとおり、同指令で規定される責任の免除(同指令第14条に定められたものを含む)は、サービス提供者の活動が、通信ネットワークへのアクセスの運用および提供という技術的プロセスに限定されている場合にのみ適用される。また、前文42によれば、この活動は純粋に技術的、自動的かつ受動的な性質を有しており、これにより、情報社会サービス提供者は、伝送または保存された情報について認識も管理も行っていないことが示唆される(略)。
- 109 したがって、当該サービスの運営者が、指令2000/31第14条第1項に基づき、保存されたコンテンツに関する責任を免除されるかどうかを判断するためには、当該運営者が果たす役割が中立的であるか、すなわち、その行為が純粋に技術的かつ自動的かつ受動的であり、保存するコンテンツについての認識や管理を伴わないものか、あるいは逆に、当該事業者が、当該コンテンツについての認識や管理をもたらすような能動的な役割を果たしているかを検討する必要がある(略)。
- 110 指令2000/31の前文42に照らせば、これらの「認識」および「管理」という2つの条件は、互いに代替可能かつ独立したものと理解されるべきである。したがって、保存された情報を管理する情報社会サービスの事業者は、情報の処理が自動化されているために当該情報を認識していない場合であっても、同指令第14条第1項の適用対象から除外される。
- 111 しかし、検事総長が意見書の第239項で実質的に指摘したように、当該事業者が保存された情報を管理するのは、とりわけ使用されるアルゴリズムを通じてである。当該事業者が、このアルゴリズムを用いて、当該情報の公開の可否に関する条件を予め定めている限り、当該事業者が、公開を目的として保存された情報を促進、変更、または削除する効果をもたらす追加的な介入を自ら行わないかどうかは問題ではない。
- 112 この点に関して、情報のアクセス性を高めるための単なる分類や索引付けにとどまらず、使用されるアルゴリズムが、運営者またはそのサービスの利益のために、どのような条件、方法、優先順位で当該情報を配信するか、あるいは配信しないかを決定する場合、当該事業者は当該情報に対して管理力を有することになるため、その提供するサービスは、指令2000/31第14条第1項の意味における「サービスの利用者が提供した情報を保存することからなる情報社会サービス」とはみなされ得ない(略)。
- 122 以上の考察を踏まえ、事件C 190/24における第3の質問に対する回答として、指令2000/31の第14条第1項および第15条第1項は、次のように解釈されるべきである。
- 情報社会サービス(特に、サービスの利用者が提供した情報の保存からなるもの)の運営者が、アルゴリズムを用いて、自己の利益または当該サービスの利益のために、当該サービスにおいて、どのような条件、方法、優先順位で当該情報を配信するか、あるいは配信しないかを決定する場合、当該事業者は当該情報に対して管理権を行使しているものとみなされるため、同第14条第1項の意味における「サービスの利用者が提供した情報を保存することを内容とする情報社会サービス」の提供者とはみなされず、したがって同第15条第1項は当該事業者に適用されない;

^{*1} https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:62024CJ0188#t-ECR_62024CJ0188_FR_01-E0001

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所